

専決処分の報告について

秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和



専 決 処 分 書

秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成30年2月5日

秦野市長 高 橋 昌 和



理由

介護保険法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市条例第 1 号

秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例（平成 24 年秦野市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「法第 5 条の 2」を「法第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 4 号 秦野市介護保険に係る指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針) 第 5 条 指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業は、その認知症（<u>法第 5 条の 2 第 1 項</u>に規定する認知症をいう。以下この条及び第 7 条において同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条及び第 7 条において同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 附 則 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。	(指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針) 第 5 条 指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業は、その認知症（<u>法第 5 条の 2</u>に規定する認知症をいう。以下この条及び第 7 条において同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条及び第 7 条において同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。